

平成30年度トレーナー帯同支援事業要綱

- 1 事業 選手のコンディショニング等、競技に万全を期すため競技団体がスポーツトレーナーを東北総合体育大会・国民体育大会に帯同・派遣する場合、その経費の一部を補助するものである。
- 2 対象 スポーツトレーナー帯同を希望する競技団体
- 3 補助の決定 (1) 競技団体の希望を受け、強化委員会に諮り補助する競技団体を内定する。
(2) 補助内定の場合、後日補助要綱及び申請書等について通知する。
- 4 補助対象 (1) 東北総合体育大会
(2) 国民体育大会
- 5 帯同トレーナー 次の(1)～(3)の項目に該当する者を対象とする。
(1) 原則として通常指導を受けている者
(2) 適当なトレーナーがない場合は、県体育協会が「山形県トレーナー協会」へ人選を依頼し、推薦された者
(3) その他、本帯同支援事業の趣旨に添う人物で、当該競技団体の推薦する者
- 6 補助対象経費及び補助金交付基準
(1) 交通費 勤務地から現地までの鉄道料金等(往復)
(2) 宿泊行動費 東北総合体育大会(10,000円、2泊まで)
国民体育大会(12,000円、4泊まで)
(3) 保険料及び振込手数料
(4) その他 上記以外の経費については競技団体で負担
- 7 その他 トレーナーの配宿手配等は、当該競技団体で行うこと。